

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、翌日、翌
日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定（保険課）
 廃川敷地等の生成（河川課）
- ◇ 公 告 平成七年度毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）

告 示

鳥取県告示第六百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまね内科クリニック	鳥取市行徳二丁目三二七	平成七年九月一日
皆生病院	米子市西福原一五九八一七	〃
世良田医院	米子市和田町一七一〇	〃
医療法人ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	〃
板倉医院	日野郡日南町多里三二五	〃
河原歯科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	〃
医療法人社団 小徳歯科医院	米子市河崎一七四〇一二一	〃
医療法人社団 厚生館宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	〃
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一一二	平成七年九月一日
戸崎歯科医院	鳥取市桂木二四四	平成七年九月四日
くらしげ歯科クリニック	東伯郡羽合町大字田後三二二一六	平成七年九月六日
芦津歯科医院	八頭郡船岡町大字船岡三八五	平成七年九月九日
医療法人専仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	平成七年九月十日
竹田内科医院	米子市昭和町三〇一三	平成七年九月十一日
野口歯科医院	米子市旗ヶ崎一丁目二一一	〃
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	平成七年九月十六日
岡田医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	〃
仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五	平成七年九月一日
清水薬局	米子市奥谷九三五一二	平成七年九月十六日

鳥取県告示第六百三十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び鳥取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

一級河川千代川水系大井手川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成七年九月十八日

三 廃川敷地等の位置

鳥取市赤子田字下土居四一七一―地先から同市赤子田字下モ畑四二三地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 六四五・〇四平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定によりなお効力を

有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により平成7年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成7年9月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成7年11月29日（水）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館第1会議室（筆記試験）及び第2会議室（実地試験）

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品日毒物劇物取扱者試験及び特定品日毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。

(2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物（農業用品日毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品日毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他の取扱方法

(3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。

5 受験願書の受付期間

平成7年9月25日(月)から同年10月23日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の8時30分から17時15分までとする。(郵送の場合は、平成7年10月23日(月)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

6 受験願書の提出先

住所地在管轄する保健所(持参又は郵送によること。)

7 受験願書の添付書類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 履歴書(日本工業規格によるもの)

(2) 写真(申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)1枚

(3) 受験票

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 その他

試験の詳細については、各保健所に照会すること。